



久 運 第 3 号
令和8年1月19日

久喜市長 梅 田 修 一 様

久喜市国民健康保険運営協議会
会 長 宮 澤 幸 一



国民健康保険事業について（答申）

令和7年12月17日付け久国第1340号で諮問がありました、久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険税率及び賦課限度額の改正）について、下記のとおり答申します。

なお、附帯意見がありましたので併せて附記します。

記

1 答申事項

（1）令和8年度久喜市国民健康保険税率については、次の表の通りとする。

		医療 給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護 納付金分	子ども・子育て 支援納付金分	合 計
現 行	所得割	7.81%	3.09%	2.87%	—	13.77%
	均等割	39,000円	16,600円	16,200円	—	71,800円
改正後	所得割	8.08%	2.82%	2.41%	0.26%	13.57%
	均等割	47,500円	17,000円	17,100円	1,600円	83,200円
	18歳以上 均等割	—	—	—	100円	100円

（2）令和8年度久喜市国民健康保険税の賦課限度額については、医療給付費分を1万円、後期高齢者支援金等分を2万円引き上げ、合計109万円とする。また、子ども・子育て支援納付金分については、今後、地方税法施行令に規定される予定の額とする。

	医療給付費分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	子ども・子育て 支援納付金分	合 計 (子ども分除く)
現 行	65万円	24万円	17万円	—	106万円
改正後	66万円	26万円	17万円	政令と同額	109万円

（3）改正時期は、令和8年4月1日とする。

2 附帯意見

- (1) 保険税収入の確保は、安定的な国保運営をする上で大変重要であるため、滞納整理事務の適切な実施など、収納率向上に向けた対策の強化に取り組むこと。
- (2) 国民健康保険の財政基盤の強化や低所得者層に対する負担軽減策の拡充など、国へ財政支援措置の要望をすること。
- (3) 子ども・子育て支援納付金分の創設を含めた税率改正の内容について、被保険者への丁寧な説明に努めること。